

平成26年10月1日

新潟県防災局原子力安全対策課

平成26年度新潟県原子力防災訓練の概要

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、関係機関から住民への確実な情報伝達や、災害対策本部等による情報収集、状況判断及び意思決定手順の確認等に主眼を置いた原子力防災訓練を実施する。

1 災害想定

中越沖地震と同等の地震発生から進展する複合災害

2 実施日

平成26年11月11日（火）

3 会場

県庁、柏崎市役所、刈羽村役場、受入市の避難施設、柏崎刈羽原子力防災センター等

4 主な訓練項目

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 災害対策本部等設置・運営訓練
- (3) 緊急時モニタリング訓練
- (4) 住民等に対する広報訓練
- (5) 住民避難・屋内退避（誘導）訓練
- (6) 要支援者の防護対策訓練
- (7) 緊急被ばく医療訓練
- (8) 警戒警備・交通規制訓練
- (9) 自衛隊緊急派遣訓練

(注) シナリオ開示を制限したブラインド訓練とし、本部等では、参加者が収集した情報又は状況付与に基づき、資料作成、会議運営、対策実施の意思決定等を行う。

地域防災計画等における防災訓練に関する定め

●新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章 第9節 原子力防災訓練計画 から抜粋

1 計画の方針

県は、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせ合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、実動部隊の相互連携・調整を図り、現場における判断力の向上や、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。

また、訓練を実施した後、達成目標に対して第三者による評価を行い、改善が必要な範囲を明らかにするとともに、それらを踏まえて防災体制の改善を確実に実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、以下のような観点について十分考慮するほか、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練や訓練開始時間を知らせずに行う等の工夫を施し、より実践的なものとなるよう努める。

(1) 自然条件等

- ・地震や津波などの自然災害に起因する原子力災害や過酷事故
- ・暴風や豪雪などの過酷な気象条件下での事故

(2) 通信状況

- ・通信障害を想定した情報伝達手段の多ルート化
- ・被災現場から伝送される映像の活用
- ・外部電源供給を絶たれた通信機器への非常用電源による電源供給
- ・通信、交通等の支障がある場合の多様な避難手段や経路の確認

(3) 避難・屋内退避対応

- ・重点区域からの広域避難
- ・避難準備区域（UPZ）の屋内退避
- ・要配慮者及び保護責任者への対応
- ・住民に対する避難情報の周知
- ・自主防災組織や住民の参加 等

2 訓練項目

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民、企業、病院等の避難訓練・屋内退避訓練
- ⑧ 自衛隊災害派遣運用訓練
- ⑨ 避難所等運営訓練
- ⑩ 交通対策等措置訓練
- ⑪ 大規模自然災害等発生時の対応訓練
- ⑫ その他必要と認める訓練

【参 考】 防災基本計画（中央防災会議）

● [第1編 総則] 第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項 から抜粋

○平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

● [第12編 原子力災害対策編] 第1章 災害予防 から抜粋

○国は、警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊の実動組織間で緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう、日頃から、原子力災害を想定した訓練を行うなど体制を整備するものとする。